

環境創造局

かけがえのない環境を未来へ

生活環境・みどり・農業・公園・下水道など環境創造局のあらゆる施策に、環境行政の基軸である「地球温暖化対策」と「生物多様性の保全」の視点を取り入れ、「豊かな水・緑環境」「安全・安心な生活環境」の保全・創造に向けた取組を進め、かけがえのない環境を次世代につなげていきます。

推進にあたっては、横浜市中期4か年計画2018～2021や、横浜市環境管理計画、横浜みどりアップ計画〔2019-2023〕、横浜都市農業推進プラン2019-2023、横浜市下水道事業中期経営計画2018など、環境行政を進める上で主要な計画を踏まえ、「ガーデンシティ横浜の展開」「災害に強い都市づくり」「脱炭素化に向けたエネルギー施策の推進」「公園・下水道の保全・更新、活用」「活力ある都市農業の推進」「良好な生活環境の確保」の6つの項目に重点を置いて取り組むとともに、東京2020オリンピック・パラリンピック開催に合わせて、新横浜エリア等において「花と緑にあふれる環境先進都市」の取組を展開していきます。

環境政策の総合的な企画調整

■環境管理計画の推進（政策課）

「横浜市環境管理計画」は、環境に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、「横浜市環境の保全及び創造に関する基本条例」に基づき策定された計画です。

この計画は、生物多様性基本法に基づく生物多様性地域戦略である「生物多様性横浜行動計画（ヨコハマbプラン）」でもあるほか、全ての施策に関わる土台となる「環境教育・学習」を基本施策に位置付けています。

本計画が目指す将来の環境の姿として、「あらゆる環境技術の導入やライフスタイルの変革などにより、脱炭素化に向けて温室効果ガスの排出が大きく削減しているまち」、「郊外部だけでなく都心臨海部においても身近に水とみどり豊かな自然環境があり、生物多様性の恵みを受けられるまち」を掲げ、市民生活、経済、まちづくりなどあらゆる分野、多様な主体との連携により取組を推進することとしています。

各施策の実施状況等については、環境に関する市民・企業意識調査の結果も活用しながら年次報告書としてとりまとめ、公表しています。

■横浜市水と緑の基本計画の推進（政策課）

「横浜市水と緑の基本計画」は市内にある河川や水路、海域、樹林地、農地、公園といった水や緑を一体的にとらえ、横浜らしい水・緑環境をまもり、つくり、育てるために、本市で行う水・緑環境施策の方向性・考え方を示した総合的な計画です。

平成28年度に社会状況の変化などを考慮し、計画を一部改定しました。

この計画に基づき、豊かな水・緑環境にあふれる横浜市を育てていきます。

■横浜みどりアップ計画の推進（政策課、みどりアップ推進課）

横浜水と緑の基本計画に基づく重点的な取組として「横浜みどりアップ計画」を策定し、緑の保全と創造の取組を進めてきました。「横浜みどりアップ計画〔2019-2023〕」では、「市民とともに次世代につなぐ森を育む」、「市民が身近に農を感じる場をつくる」、「市民が実感できる緑や花をつくる」の3つの柱に基づく取組と、効果的な広報の展開を進めています。

■環境プロモーション（政策課）

地域、学校、職場での環境教育・学習機会の充実を図ってきたことにより、市民の環境に関する関心や機運がさらに高まっています。環境にやさしいライフスタイルの浸透のため、積極的な広報展開とともに他分野・多様な主体との連携により、「環境プロモーション」を推進しています。今後もあらゆる機会をとらえて環境プロモーションの展開を図り、より一層の環境行動の実践につなげる取組を進めていきます。

■国際貢献事業と海外水ビジネス展開 (下水道事業マネジメント課)

横浜市では、経済成長に伴う産業型の公害や、自動車の交通公害、近隣騒音そして生活排水による河川の汚染などの都市生活型の公害に対処してきた経験、これまで蓄積してきた下水処理・汚泥処理技術をはじめとする環境全般に関する技術・ノウハウ等を新興国等に対して提供するなど、技術協力を行っています。

例年、JICA 等を通じた世界各国からの視察者を受け入れています。令和2年度は世界的な新型コロナウイルス感染拡大の影響により、受入人数は合計8名になりました。

また、横浜水ビジネス協議会と協力した JICA 草の根技術協力事業の実施など公民連携した取組を通じ、新興国等における水環境に関する課題解決を図るとともに市内企業等の海外への水ビジネス展開に対して支援を行っています。

身近な水・緑の創造

■身近な公園の整備、再整備・改良(公園緑地整備課、公園緑地事務所、区土木事務所)

新設事業

- ・ 街区公園：(仮称)大平町公園(中区)、(仮称)西戸部町二丁目第二公園(西区)、和泉中央北あやめ公園(泉区)、今井町大上公園(保土ヶ谷区)
- ・ 近隣公園：岡村西公園(磯子区)

再整備・改良事業

- ・ 子安台公園(神奈川区：近隣公園)、公園施設改良事業等

■スポーツのできる公園の整備等 (公園緑地整備課、会場整備課)

再整備・改良事業

- ・ 新横浜公園(港北区：運動公園)
- ラグビーワールドカップ2019™・東京2020オリンピック・パラリンピックの開催に向けた会場整備
- ・ 日産スタジアム(港北区)

■大規模な公園の整備(公園緑地整備課)

新設事業

- ・ 横浜動物の森公園(旭・緑区：広域公園)

再整備・改良事業

- ・ 本牧市民公園(中区：総合公園)、こども自然公園(旭区：広域公園)、金沢自然公園(金沢区：広域公園)

■都心部公園の魅力アップ(公園緑地整備課)

新設事業

- ・ 港の見える丘公園(拡張)(中区：風致公園)

■特色ある公園整備等(公園緑地整備課)

新設事業

- ・ 金沢八景権現山公園(金沢区)：風致公園

■土地利用転換に対応した大規模な公園整備 (公園緑地整備課)

鶴見花月園公園(鶴見区：地区公園)

- ・ 花月園競輪場跡地について、UR都市機構が施行する防災公園街区整備事業により、計画的な市街地整備とあわせて防災機能を有する都市公園の整備を進め、令和3年11月に公開しました。

小柴自然公園(金沢区：広域公園)

- ・ 米軍から返還された小柴貯油施設跡地について、現況の自然環境や地形を活かしつつ、緑や環境に係る活動・体験・学習の拠点などを有する公園として整備を進め、令和3年7月に一部を公開しました。

(仮称)舞岡町公園(戸塚区：総合公園)

- ・ 良好な樹林地や農地等から成る現況の自然環境を保全しつつ、多様なレクリエーションにも対応できる公園として整備します。

(仮称)深谷通信所跡地公園(泉区)

- ・ 米軍から返還された深谷通信所跡地について、緑豊かな環境を生かしながら健康・スポーツの拠点となる公園を整備します。

(仮称)旧上瀬谷通信施設公園(旭・瀬谷区)

- ・ 米軍から返還された上瀬谷通信施設跡地について、2027年に開催予定の国際園芸博覧会のレガシーを継承する公園を整備します。

■緑地の整備

(公園緑地整備課、公園緑地事務所)

市民の森、ふれあいの樹林の施設整備・改良及び市有緑地等における斜面地の防災工事を行っています。

■都市公園の管理(公園緑地管理課、公園緑地維持課、公園緑地事務所、区土木事務所)

身近な街区公園や近隣、地区、運動公園など計2,700か所(約1,700ヘクタール)の都市公園を管理しています。

街区公園などの美化活動は、「公園愛護会」など市民の皆さんの参加をいただいています。

■緑の保全

(緑地保全推進課、みどりアップ推進課)

市民の森

民有の樹林を「市民の森」として所有者と市民の森契約を結び保存するとともに、現況を生かしながら園路・広場等の最小限の整備を行い、市民の皆さんに憩いの場として提供しています。

所有者には、土地の固定資産税及び都市計画税が減免されるほか、奨励金を交付しています。

指定面積は、約 550 ヘクタール（47 か所）です。

ふれあいの樹林

所有者と賃貸借契約を結び、市街地の樹林を保全しながら地域のふれあいの場として、提供しています。

指定面積は、19.2 ヘクタール（14 か所）です。

市民の森・ふれあいの樹林は、愛護会や森づくり活動団体などのご協力をいただき、市民協働で維持管理を行っています。

■よこはま協働の森基金事業 (みどりアップ推進課、緑地保全推進課)

身近な小規模樹林地を、市民と行政との協働により保全するため「よこはま協働の森基金」を創設し、市民の皆さんが自主的に集めた資金と、基金からの拠出金とをあわせて、300～1,000 平方メートル程度で一団のまとまりのある樹林地を取得する「よこはま協働の森基金事業」を、平成 17 年度から開始しました。

この事業は、樹林地の保全を希望する市民の皆さんの発意が前提であること、発意した市民の皆さんが募金活動等によって取得費用の 1 割以上（上限額 500 万円）を集めること、発意した市民の皆さんに取得後の樹林地の日常的な管理を行っていただくことなどが特徴です。

また、基金自体への寄附をより広く募るため「協働パートナー制度」を実施し、制度の PR とともに店舗等への募金箱の設置や、提携した飲料自動販売機の売上げの中から寄附をいただく、といった事業者との協働を進めています。

■ガーデンネックレス横浜の展開 (みどりアップ推進課)

平成 29 年に開催した「第 33 回全国都市緑化よこはまフェア」の成果を継承・発展させ、花と緑にあふれる環境先進都市「ガーデンシティ横浜」を推進する先導的な取組として「ガーデンネックレス横浜」を全市で展開しています。

会場及び開催期間

- ① **みなとエリア**（山下公園／港の見える丘公園／横浜公園／日本大通り／新港中央広場）
令和 3 年 3 月 27 日（土）～ 6 月 13 日（日）
- ② **里山ガーデン**（よこはま動物園ズーラシア隣接）
令和 3 年 3 月 27 日（土）～ 5 月 9 日（日）
- ③ **全市 通年**

■漁港区域の水辺の管理（農政推進課）

横浜市の南側にある 2 か所の漁港（柴、金沢）の区域について、良好な水域環境の保全を図るため、海上清掃を実施しているほか、適正に係留又は保管されていない船舶などに対する指導を行っています。

市民の森一覧

令和 3 年 4 月 1 日現在（面積：ha）

地区名	場所	面積
飯島市民の森	栄区飯島町	5.7
上郷	栄区上郷町、尾月	4.9
下永谷	港南区下永谷六丁目他	6.1
三保	緑区三保町	39.7
釜利谷	金沢区釜利谷町他	11.8
峯	磯子区峰町	15.9
獅子ヶ谷	鶴見区獅子ヶ谷二丁目他	18.6
瀬谷	瀬谷区瀬谷町、東野台他	19.1
氷取沢	磯子区氷取沢町他	71.8
小机城址	港北区小机町	4.6
瀬上	栄区上郷町	48.2
称名寺	金沢区金沢町、谷津町	10.7
熊野神社	港北区師岡町、樽町四丁目	5.3
豊顕寺	神奈川区三ツ沢西町	2.3
まさかりが淵	戸塚区汲沢町、深谷町	6.5
ウイトリツヒの森	戸塚区俣野町	3.2
矢指市民の森	旭区矢指町	5.1
綱島	港北区綱島台	6.1
追分	旭区矢指町、下川井町	33.2
南本宿	旭区南本宿町	6.3
荒井沢	栄区公田町	9.6
新治	緑区新治町、三保町	67.4
寺家ふるさとの森	青葉区寺家町	12.4
舞岡ふるさとの森	戸塚区舞岡町	19.5
関ヶ谷市民の森	金沢区釜利谷西二丁目他	2.2
鴨居原	緑区鴨居町	2.0
駒岡中郷	鶴見区駒岡三丁目	1.1
金沢	金沢区釜利谷町	24.8
深谷	戸塚区深谷町	3.1
中田宮の台	泉区中田北三丁目	1.3
今宿	旭区今宿町	3.0
川和	都筑区川和町	4.0
鍛冶ヶ谷	栄区鍛冶ヶ谷二丁目	2.9
新橋	泉区新橋町	4.3
柏町	旭区柏町	1.9
朝比奈北	金沢区朝比奈町他	11.5
池辺	都筑区池辺町	4.0
上川井	旭区上川井町	10.1
古橋	泉区和泉が丘三丁目	2.2
長津田宿	緑区長津田町	3.0
市沢	旭区市沢町	5.5
(仮称) 恩田	青葉区恩田町	5.0
(仮称) 名瀬・上矢部	戸塚区上矢部町・名瀬町	15.2
(仮称) 今井・境木	保土ヶ谷区今井町	2.7
(仮称) 富岡東三丁目	金沢区富岡東三丁目	1.5
(仮称) 台村	緑区台村町	2.0
(仮称) 御伊勢山・権現山	金沢区六浦二丁目、瀬戸	2.8
47 か所		約 550ha

よこはま協働の森基金事業による樹林地取得状況

年度	所在地	面積
平成 17	金沢区六浦五丁目	2,303.54m ²

■生物多様性に関する研究（環境科学研究所）

1 生物生息状況モニタリング調査

(1) 水域生物相調査

昭和 48 年以来市内の河川 41 地点、海域 10 地点で、水域の生物相調査を実施しています。調査結果は、生物指標を用いた水質の評価や環境変化などの影響について解析するとともに「横浜の川と海の生物」として公表しています。

(2) 陸域生物相調査

「緑の10大拠点」「緑の10大拠点の周辺」「都市化が進む市街地」において、陸域の生物相調査（植物、哺乳類、鳥類、爬虫類、両生類、昆虫類）を実施しています。調査結果は、環境変化や地域特性による生物の違いについて、解析・検討、情報提供を行っています。

また、市立小学校を対象とした、こども「いきいき」生き物調査（小学生生き物アンケート調査）は、新型コロナウイルス感染症のため実施できませんでしたが、普及啓発のため、調査の概要や結果を解説した動画を作成しました。

2 多自然型水・緑整備事業の環境への効果に関する研究

多自然川づくり、雨水調整池整備事業などにより整備された生物生息環境を調査し、事業効果や管理手法を検討する研究を進めています。帷子川ではアユを対象として遡上及び産卵状況の調査を行い、生息や繁殖に適した河川環境について検討を行っています。

3 豊かな海づくり

これまでに山下公園前海域等で行ってきた調査の結果、横浜港の水質をより向上させるためには、海域生物の浄化能力を活用した海づくりが重要であることが分かっています。

山下地区においては、水質浄化能力の回復に向けた生物生息環境の改善を進めており、水質や生物生息状況の定期的なモニタリング調査を継続して行っています。

また、世界トライアスロン大会等で横浜の海への関心・環境意識の普及啓発を行っています。

■高度処理の推進（下水道設備課）

下水処理水放流先の水質環境基準の達成や、海域での赤潮の一因となる富栄養化を防止するため、通常の標準活性汚泥法では十分除去できない窒素、リンの除去率の高い高度処理を推進しています。

■合流式下水道の改善（管路整備課）

合流式下水道区域（市域面積の約1/4）では、大雨時に下水道管から汚濁した雨水の一部が雨水吐より河川などに流出されます。公共用水域の水質保全を図るため、河川などへの流出回数を減らす雨水吐の改良を進めています。

持続できる都市農業の推進

■農業経営の安定化・効率化に向けた農業振興（農業振興課、農政推進課）

1 市内産農畜産物の生産振興

(1) 積極的に経営改善に取り組む農家への営農支援

地域農業の中心となる担い手である認定農業者の機械・設備の導入に対する支援を行います。

(2) 環境への負荷を軽減した農業の取組の奨励・推進

環境への負荷を軽減した農業の取組を奨励し、周辺環境に配慮した都市農業を進め、持続できる都市農業を推進します。

2 都市農業の拠点づくり支援

農業専用地区の推進

市内のまとまりのある農地について、都市農業の拠点として農業専用地区に指定し、基盤整備や農業振興策を推進します。

農業専用地区：28地区：1,071.0ヘクタール

3 生産基盤の整備と支援

農業生産基盤・設備の整備・改修

都市と調和した良好な環境の創出を図るため、ほ場整備、かんがい・排水施設の整備、農道整備等の農業生産基盤の整備を支援します。

■横浜の農業を支える多様な担い手に対する支援（農業振興課、農政推進課、環境活動支援センター）

1 農業の担い手の育成・支援

(1) 横浜型担い手

意欲的に農業に取り組む担い手を横浜型担い手として認定し、それぞれの担い手のニーズに応じた育成・支援を行っています。

認定農業者認定数：273人

ゆめ・ファーマー認定数：133人

環境保全型農業推進者認定数：219人

(2) 新規参入

横浜の農を支える新たな担い手として、農業後継者のほか、農外からの新規参入や法人参入を推進し、支援しています。

(3) 横浜チャレンジファーマー支援事業

農業以外から職業として新規就農を目指す市民の皆さんを応援するため、研修を実施し「横浜チャレンジファーマー」として認定、農地の紹介等の支援を行っています。

2 農業経営の安定対策

農業経営の安定化を図るため、長期・短期の各種制度資金への利子補給や原資の貸付を行います。また、野菜価格安定事業に参加する生産者に対し支援を行い、市内産野菜の計画生産・出荷を促進します。

■農業生産の基盤となる農地の利用促進（農政推進課）

1 農地の貸し借りの促進

農業生産の基盤となる農地の有効利用を図るため、規模拡大を希望する農家や、新規参入者・法人等に積極的に農地の貸し借りを進めます。

2 まとまりのある農地等の保全

各種農地制度の適切な運用により、農業生産の基盤となる農地の保全を図ります。

生産緑地地区 1,601か所：276.8ヘクタール

農用地区域面積：995.8 ヘクタール
防災協力農地登録面積：250.4 ヘクタール

市民が身近に農を感じる場をつくる

■農に親しむ取組の推進 (農業振興課、農政推進課)

1 良好な農景観の保全

農景観を次世代に継承するため、横浜に残る貴重な水田景観を保全する取組や、意欲ある農業者団体などにより農地周辺の環境を良好に保全する取組を支援します。

水田保全奨励事業：113.3 ヘクタール

集団的農地の維持管理事業：643.9 ヘクタール

2 農とふれあう場づくり

食と農への関心や、農とのふれあいを求める市民の声の高まりに応えるため、様々な市民ニーズに合わせた農園の開設など市民が農とふれあう機会の提供を支援します。

様々な市民ニーズに合わせた農園の開設：

3.98 ヘクタール

横浜ふるさと村、恵みの里での農体験教室等：50回



北八朔恵みの里での体験水田

■地産地消の推進 (農業振興課)

1 身近に農を感じる地産地消の推進

地域でとれた農産物などを販売する直売所の整備等の支援や、市内で生産される苗木や花苗の配布など、地産地消の取組を拡大します。

さらに、地産地消に関わる情報の発信など、市民が地産地消を身近に感じられる取組を推進します。

直売所等の支援：18件

2 市民や企業と連携した地産地消の展開

地産地消に関わる人材の育成やネットワークの強化を

様々な市民ニーズに合わせた農園の開設

	令和2年度開設実績
認定市民菜園	1.03ha
環境学習農園	0.08ha
収穫体験農園	2.87ha
農園付公園	0ha
合計	3.98ha

※四捨五入のため、内訳と合計は一致しません。

図るとともに、市民・企業等と連携した取組を推進します。あわせて、横浜の農の魅力を生かして「横浜農場※」を活用して、積極的にプロモーションを展開します。

(地産地消サポート店登録、はまふうどコンシェルジュの育成、地産地消ビジネス創出支援、市民や企業との連携等)



※「横浜農場」とは食や農に関わる多様な人々、農畜産物、農景観など、横浜らしい農業全体を一つの農場として見立てた言葉です。

生活環境の保全

■生活環境保全推進ガイドラインの推進 (環境管理課)

横浜市環境管理計画で定めた生活環境分野の目標達成に向けて、「生活環境保全推進ガイドライン(平成31年3月策定)」に基づく取組を推進しています。

ガイドラインでは、生活環境の目指す姿を「安全・安心で快適な生活環境の保全」とし、「生活環境の保全の基盤となる取組の着実な推進」及び「連携による新たな取組の推進」を基本的な方向性として定め、それぞれの具体的な取組を体系的にわかりやすくまとめています。

各取組の実施状況については、年次報告書としてとりまとめ、公表しています。

■環境法令等に基づく規制指導(環境管理課)

公害規制各法及び横浜市生活環境の保全等に関する条例等に基づき立入調査を行うなど、市内工場等の規制指導を行っています。

令和2年度末現在の対象工場・事業場数は大気汚染防止法が1,249、水質汚濁防止法が1,479、騒音規制法が3,643、振動規制法が2,013、横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づく指定事業所が4,728となっています。これらの法令等の対象になっている事業所の申請や届出に関する情報は「環境情報管理システム」で管理しています。



認定市民菜園

■大気汚染・水質汚濁等の環境監視（環境管理課監視センター）

市内の大気汚染の状況（大気 28 地点）や、大規模発生源（大気 28 工場、水質 29 工場）から排出される汚染物質の状況を常時監視するとともに、光化学スモッグ注意報発令や PM2.5 の高濃度予報が出された時等には、関係機関と連絡体制をとっています。また、環境中の放射線、PM2.5、ダイオキシン類、有害大気汚染物質のほか、河川・海域・地下水の水質や道路交通騒音、新幹線鉄道騒音及び振動等の測定を行っています。

■固定発生源に対する大気汚染対策（大気・音環境課）

「大気汚染防止法」、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」等により工場・事業場など固定発生源に対する大気汚染対策を推進しています。

近年、大気環境は以前に比べて改善されており、二酸化硫黄、二酸化窒素や浮遊粒子状物質については環境基準を達成しましたが、光化学オキシダントについては、環境基準が達成されない状況にあります。

微小粒子状物質（PM2.5）及び光化学オキシダントの原因物質の1つである揮発性有機化合物（VOC）については、VOC を排出する工場・事業場に対して立入・指導を実施するほか、光化学スモッグ注意報の発令が多い夏場は特に排出を抑えるよう求めています。

■公害に関する苦情・相談対応（大気・音環境課、水・土壌環境課）

市民の皆さんからの公害に関する苦情については、受付後、原則三日以内に現地調査等の対応を行っています。

令和2年度の公害苦情は1,704件で、令和元年度に比べ539件増加しました。また、公害苦情として受付した件数とは別に、日常生活に伴う騒音や悪臭、その他公害全般に関することなどについて、電話やメール等で寄せられた相

談件数が1,003件ありました。公害苦情と相談を合わせた件数は、過去5年間で最も多い数値となりました。

今後も迅速で適切な苦情・相談対応を行います。

■環境影響評価（環境アセスメント）制度（環境影響評価課）

良好な都市環境を確保するため、昭和55年から環境影響評価制度を実施し、平成11年6月12日からは「横浜市環境影響評価条例」に基づいて同制度を運用しています。

この条例では、環境に及ぼす影響について事業者自らが事前に調査・予測・評価を行い、その結果を公表して市民意見を聴くなどの手続きを通し、環境に配慮した事業とする環境アセスメント制度を運用します。

令和2年度に条例に基づく手続を行った事業は、次の12件です。

- 1 （仮称）横浜駅西口駅ビル計画（JR 横浜タワー・JR 横浜鶴屋町ビル）
 - 2 横浜市現市庁舎街区活用事業
 - 3 横浜市営地下鉄3号線あざみ野～新百合ヶ丘間（横浜地域）
 - 4 （仮称）深谷通信所跡地墓園整備事業
 - 5 （仮称）深谷通信所跡地公園整備事業
 - 6 みなとみらい21 中央地区53 街区開発事業
 - 7 （仮称）都市高速鉄道上瀬谷ライン整備事業
 - 8 中外製薬株式会社 横浜研究拠点プロジェクト
 - 9 （仮称）相模鉄道本線（鶴ヶ峰駅付近）連続立体交差事業
 - 10 横浜市環境配慮指針の一部改定
 - 11 （仮称）アパホテル&リゾート<横浜ベイタワー>新築工事
 - 12 （仮称）ENEOS株式会社 研究開発拠点建設事業
令和2年度に環境影響評価法に基づく手続を行った事業は、次の3件です。
- 1 高速横浜環状北線事業
 - 2 旧上瀬谷通信施設地区土地区画整理事業

区別公害苦情発生件数

年度	28年度	29年度	30年度	元年度	令和2年度																		
	全 市	全 市	全 市	全 市	全 市	鶴 見	神 奈 川	西	中	南	港 南	保 土 ヶ 谷	旭	磯 子	金 沢	港 北	青 緑	都 葉	戸 築	栄 塚	泉	瀬 谷	
大気汚染	293	368	369	291	445	18	26	6	8	10	23	11	27	14	9	36	55	94	29	33	6	24	16
悪 臭	280	339	335	307	466	18	29	4	12	10	23	12	22	15	10	43	62	92	29	36	6	28	15
騒 音	346	381	463	387	555	43	51	34	62	35	20	20	35	12	20	60	17	42	32	33	16	7	16
振 動	127	116	161	108	151	14	16	11	11	9	2	8	6	6	3	22	6	7	9	11	1	7	2
水質汚濁	119	75	84	63	74	1	2	1	5	0	7	3	5	0	10	1	0	3	1	14	9	7	5
地盤沈下	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
土壌汚染	4	1	2	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
そ の 他	5	6	5	8	13	0	1	0	3	0	0	0	0	0	0	2	0	0	4	1	0	0	2
総 数	1174	1286	1421	1165	1704	94	125	56	101	64	75	54	95	47	52	164	140	238	104	128	38	73	56

■ 土壌汚染対策（水・土壌環境課）

「土壌汚染対策法」、「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に基づき、有害物質を使用している工場等の廃止時や、一定規模以上の土地の形質変更の機会をとらえ、土壌調査や汚染土壌の対策等について指導しています。

■ 水質汚濁防止対策（水・土壌環境課）

公共用水域の水質を保全するため、「水質汚濁防止法」「横浜市生活環境の保全等に関する条例」「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき、排水を公共用水域に排出する工場・事業場から届出等を受け、排水基準の遵守状態を監視、指導するとともに、東京湾に排出する特定事業場に対しCOD等の総量規制を行っています。

また、下水道施設の保護と水再生センターの放流先の公共用水域の水質保全のため、公共下水道に接続する工場・事業場に対して、「下水道法」「横浜市下水道条例」に基づき、施設設置等に関わる届出等を受けるとともに、定期的に入立調査を行い、排水の監視、指導を行っています。

■ 地盤沈下防止対策（水・土壌環境課）

「横浜市生活環境の保全等に関する条例」及び「工業用水法」に基づき、地下水採取の規制を行うほか、一定規模以上の掘削作業を行う事業者に対して指導を行っています。

また、横浜市内の地盤沈下の状況を把握するため、市域の沖積低地を対象に精密水準測量を行っています。

■ 野生鳥獣対策事業（動物園課）

「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」（鳥獣保護管理法）に基づく捕獲許可や飼養登録と、有害鳥獣対策に係る事務を行っています。有害鳥獣対策は、家屋侵入等の生活被害を与えているアライグマ、ハクビシン、タイワンリスと、繁殖期に攻撃・威嚇行動をするカラスに対する対策を行っています。カラスの対策は、巣の除去費用の一部補助と巣立ちビナの緊急回収を実施しています。

■ 低公害車の普及及び啓発（環境エネルギー課）

本市では、電気自動車や燃料電池自動車等の低公害な次世代自動車の普及促進を図るため啓発事業を行っています。

また、燃料電池自動車を公用車（乗用車）として累計19台導入しています（令和3年3月末現在）。導入した燃料電池自動車を各種イベントに出展し、市民の皆さんの認知度向上を図っています。

燃料電池自動車等による啓発事業

令和2年度イベント出展回数	11回
---------------	-----

■ 燃料電池自動車の導入補助（環境エネルギー課）

燃料電池自動車の初期需要を喚起するため、導入経費に対する補助を実施しています。

令和2年度補助実績：34台（補助上限額25万円）

■ ディーゼル自動車の運行規制（大気・音環境課）

ディーゼル車の運行による大気汚染を抑制するため、九都京市で連携した運行規制を行っており、「神奈川県生活環境の保全等に関する条例」で県域内を運行できる車両の排ガス基準が設けられています。横浜市域では、国土交通省等と連携した路上検査やナンバープレートの撮影などによる検査・指導を行っています。

■ 石綿対策（大気・音環境課、環境管理課）

建物の解体工事等に伴う石綿飛散を防止するため、「大気汚染防止法」及び「横浜市生活環境の保全等に関する条例」に基づく届出を受け付け、現場検査等により作業方法の指導を行っています（届出件数：338件）。また、届出の対象外となる解体工事についても、他法令の届出情報をもとに入立検査を行い、着工前に石綿含有建材の事前調査が適正に実施されているかについて確認、指導を行っています。

横浜市が所有する公共施設については、石綿障害予防規則を遵守するように、関連部署と連携して対策にあたっています。

■ 化学物質対策（環境管理課）

「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律」に基づき、化学物質の排出量・移動量の届出を受け付けています。令和2年度は366事業所から届出がありました。

化学物質による環境リスクを低減していくためには、市民の皆さん、事業者及び行政が、情報を共有し、対話を行っていくことが重要です。そのための取組として、市民の皆さんや事業者を対象としたセミナーの開催やイベントへの出展等を行っています。

■ 地盤環境の研究（環境科学研究所）

環境保全や災害対策等に役立てるため、地盤沈下観測所及び観測井において、地盤沈下量及び地下水位の観測や土質調査資料（ボーリング情報）の収集を行い、横浜市内の地質や地盤構造、地下水位等に関する調査研究を行っています。

■ 水洗化未整備地域の解消（管路整備課）

令和2年度末の下水道普及率は、概成100パーセントですが、まだ、約700世帯の方々が公共下水道を利用

きない状況にあります。このため、引き続き、関連局等と積極的に調整を図りながら、公団混乱地区や他事業関連地域等において、地元の市民の皆さんと協力して整備を進めてまいります。

■水洗化普及促進事業（管路保全課）

横浜市では、次のような制度や施策を設け、未接続帯の解消を図っています。

1 経済的な負担軽減や私道に公共下水道等を敷設するための助成

- (1) 「水洗便所設備資金助成・貸付金制度」と、併用する「宅地内排水ポンプ施設設置工事貸付制度」
- (2) 私道対策受託下水道工事制度
- (3) 共同排水設備工事の助成制度
- (4) 取付管接続受託下水道工事制度

2 水洗化普及促進の相談や指導のための対策

- (1) 「水洗化普及相談員」の配置
- (2) 「水洗化紛争仲介委員会」の設置

■排水設備指定工事店制度（管路保全課）

排水設備は、宅地の下水を公共下水道に排除するための大切な設備です。この設備が法令などの基準に基づき正しく設置されなければ、公共下水道の維持管理に支障をきたすばかりでなく、設備の使用者にも不都合が生じる可能性があります。

この制度は、排水設備の設計・施工に関する十分な知識と能力をもった工事店を市長が指定し、この指定を受けた工事店でなければ市内の排水設備工事を行うことができないとしている制度です。

安全な都市づくり

■下水道管きよの維持管理（管路保全課、区土木事務所）

下水道管きよは、各家庭や事業所から排出される汚水や雨水をポンプ場や水再生センターなどへ導く役割をしています。市内の管きよの総延長は、約 11,900 キロメートルにも達しています。これらの膨大な施設を良好な状態に保つため、平成 30 年度から清掃と合せたノズルカメラによる点検を年間約 1,200 キロメートル実施するなど状態を監視する管きよの維持管理を行っています。あわせて令和 3 年度より中大口径管の維持管理に包括的民間委託を導入しました。

また、管きよの埋設状況（位置・太さ・深さ等）を記載した下水道台帳を作成し、維持管理や市民の皆さんへの閲覧に利用しています。なお、閲覧はインターネットでもできるように情報を提供しています。

■下水道管きよの更新（管路整備課）

市内臨海部を中心として、おおむね昭和 20 年以前に下水道管きよを整備した区域が 1,910 ヘクタールあります。

当該区域における下水道管きよは標準的耐用年数 50 年を経過してきていることから、老朽化により機能が低下するとともに、道路陥没や臭気が発生しています。このため、当該区域を第 1 期更新区域として位置付け、平成 13 年度から老朽管の更新事業（再整備）を進めており、平成 29 年度に概成しました。平成 26 年度からは、昭和 20 年から昭和 45 年頃に整備した区域 3,900 ヘクタールを第 2 期更新区域として位置付け、事業着手しています。

これらの区域に布設されている管きよの再整備は、老朽管対策と併せて、必要に応じ、浸水対策、合流式下水道の改善及び地震対策など、質的向上を総合的に進めていきます。

また、令和 4 年度より、更新区域を横浜市全域とし、計画的な再整備及び修繕を進めていきます。

■下水道施設の更新（下水道施設整備課、下水道設備課、下水道事務所）

水再生センター・ポンプ場の老朽化等による機能停止を未然に防止するため、横浜市下水道ストックマネジメント計画に基づき施設・設備の更新を計画的に進めています。水再生センターやポンプ場等では、防食・覆蓋・外装等の施設の更新を進めるとともに、水処理設備や発電・沈砂池等の設備の更新を進めます。

■下水道による浸水対策（下水道事業マネジメント課）

安全な市民生活と都市機能を確保するために、都心部や過去に浸水被害が多発している地域を重点的に、下水道管や雨水貯留施設を整備するなどの浸水対策を進めています。

市域全体を対象に 1 時間あたり 50 mm の降雨に対応する雨水排水施設の整備を進め、令和 2 年度末の整備率は 66.3% となりました。また、人口が集中し、かつ地盤の低い地域では、1 時間あたり 60 mm の降雨に対応する整備を進め、令和 2 年度末の整備率は 65.5% となりました。

また、横浜駅周辺地区を全国初となる浸水被害対策区域に指定し、官民連携して浸水対策を推進していきます。

雨水排水施設の整備にあたっては、公園を活用した雨水貯留・浸透施設の設置や水路改良などの既存施設の活用を図るなど、総合的な浸水対策を進めています。

特定都市河川に指定された河川の流域では、河川管理者と下水道管理者が共同で作成する流域水害対策計画に沿って、一体となって浸水被害の防止に取り組みます。

■雨水幹線（管路整備課、下水道事務所）

浸水被害箇所に対する安全度を高めるため雨水幹線の整備を重点的に進めています。

新横浜駅前第二幹線、恩田川左岸雨水幹線や瀬谷支線等の整備

■危機対処に係る計画の整備 (下水道事業マネジメント課)

危機管理体制の強化

震災時において下水道機能を継続するために、被災した機能を早期に復旧することを目的として「下水道BCP【地震・津波編】」を平成25年3月に策定しました。

令和3年3月には、より実効性の高い計画へと見直しを行い、第3版として【地震・津波編】を改定しました。また、近年の全国での豪雨による下水道施設の被害等を鑑み、新たに「下水道BCP【水害編】」を策定し、水害に対する図上訓練を行うなど、被害時の対応力向上のための取組を実施しています。

■雨水浸透の促進(下水道事業マネジメント課、管路保全課)

雨水浸透ますは、屋根や道路に降った雨を集めて、地面にしみ込ませる施設で、地盤に透水性があり、地下水位が低いなどの条件が整った地域において、個人の住宅等への設置を促進しています。

雨水浸透ますの設置を促進することにより、計画降雨量を超えたゲリラ豪雨などの都市型水害や、地下水のかん養、河川水量の回復などへの効果が期待されています。

雨水浸透ますを設置する住宅等に対して助成金を交付しています。

また、水循環の再生を目的に、雨水をゆっくり流す流出抑制対策、雨水の有効利用推進として雨水貯留タンクの設置を促進しており、雨水貯留タンクの購入費に対して助成を行っています。

■下水道システムの耐震強化(下水道事業マネジメント課、下水道施設整備課、管路整備課、管路保全課)

震災時においての下水道の使用を可能にし、都市の衛生環境を維持するために、水再生センター等の下水道施設の耐震化を図ります。震災時のトイレ機能確保のため、地域防災拠点等から水再生センターまでの下水道管の耐震化を進めるとともに、緊急輸送路等の下水道管についても耐震化を進めます。

そのほか、災害時に多くの市民が集まる地域防災拠点等にハマッコトイレを順次整備しています。

■マンホールトイレ設置助成制度(管路保全課)

横浜市では、地域防災拠点等にハマッコトイレを順次整備していますが、同時に地域のみなさまの自助・共助の促進を図る目的で、自主的な防災活動を積極的に行っている組織を対象に、マンホールトイレ設置に対する助成を令和3年度から本格的に実施しています。

■水再生センター等のリスク管理手法の構築 (下水道施設管理課)

大雨時の災害対応と地震対応の訓練を水再生センター等で実施しています。

- ・一斉点検(雨季に備え、緊急時における出動体制の確認のほか、情報収集伝達訓練、排水設備の整備、運転訓練、下水道BCPに関連したセンターの独自点検、災害協定協力会社との災害時応急措置合同訓練等を実施)
- ・地震訓練(地震発生後を想定した施設設備点検や応急復旧訓練のほか、津波等を想定した避難訓練等の危機対応能力向上訓練を実施)
- ・主要設備点検(台風に伴い、情報の収集伝達、排水設備の整備、運転訓練等を実施)

環境活動の推進

■環境教育出前講座(生物多様性でYES!) の実施(政策課)

生物多様性や地球温暖化といった環境問題への理解を深めるため、市内の小中学校や地域の方々を対象に、市民団体、企業、国際機関、市役所など専門知識を持った講師が講義を行う「環境教育出前講座」を実施しています。令和2年度は3,776人が環境教育出前講座を利用しました。



環境教育出前講座「身近な自然を学ぼう」

■環境にやさしいライフスタイル推進事業 (政策課)

小学生が夏休み期間中に家庭で環境行動に取り組み、それを応援する企業の協賛金により、海外の環境保全活動を支援する、「こども『エコ活』大作戦!」を実施しています。

■農と緑の人材育成事業 (環境活動支援センター)

1 市民農業大学講座開催

援農や緑化ボランティアなどで活躍できる人材を育

成するため、市民農業大学講座（2年間）を開催しています。

1 年次：栽培基礎（令和2年度は新型コロナウイルス感染拡大の影響で中止）

2 年次：農家での実習（10回/年）

2 農体験リーダー活動支援事業

援農や緑化ボランティア活動が円滑に行われるように、援農活動等への支援として、農体験リーダー（市民農業大学講座修了者）による自主組織「横浜農と緑の会（通称：はま農楽）」に対してフォローアップ研修の実施、援農を希望する農家の情報提供や会議スペースの提供などを行っています。

3 ふれあいボランティア活動

横浜市児童遊園地における花壇や竹林の手入れなどの園内維持管理のボランティア活動を支援しています。（令和2年度は12回活動）

4 市民が森に関わるきっかけづくり事業

森に関わる第一歩として、親子で参加できるイベントなどを行っています。

■環境学習の推進（環境活動支援センター、環境科学研究所）

みどりの学校（こども植物園）

自然に親しみ緑を大切にすることをはぐくむため、小学生を対象に、花や野菜の栽培、自然観察、植物を材料とした工作や遊びなど、実体験を中心とした研修会等を行っています。令和2年度は7回開催しました。

こどもエコフォーラム

生物多様性や身近な自然など、環境をテーマに市内の小中学校の児童生徒による研究や活動の成果を例年発表している「こどもエコフォーラム」は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止しました。

■プレイパーク支援事業（公園緑地維持課）

公園等において自然環境や素材を活用しながら、子どもの想像力を活かした自由な遊びができるプレイパークの活動を支援しています。

■公園愛護会活動の支援（公園緑地維持課）

横浜市の公園のおよそ9割の公園で公園愛護会が活動しています。公園愛護会は清掃等、公園の日常的な手入れをしているほか、花壇づくりやイベントなど公園の魅力高める活動を地域全体で行っている所もあります。

土木事務所には公園愛護会の相談窓口となる職員（コーディネーター）がおり、公園愛護会からの要請に応じ、様々な支援をしています

公園愛護会数：2,514 団体（令和3年3月31日現在）



公園愛護会の活動

■森を育む人材育成事業（みどりアップ推進課、環境活動支援センター）

市民の皆さんとの協働により、樹林地の保全・育成・活用を進めることで、樹林地の維持管理を良好に行います。

森づくり活動に取り組む市民や団体を対象に、活動のための知識や技術に関する研修を実施し、森を育む「人」を育てます。

また、森づくり活動を行う団体を対象に、必要な道具の貸出し、活動に対する助成、専門家派遣などの支援を行います。

森づくり活動団体等：73 団体（令和3年4月1日現在）



鴨居原市民の森で開催した森づくり体験会の様子

■環境情報の提供（環境科学研究所）

本市では、大気・水質・地盤の情報に加え、生物など環境の状況を表すさまざまな調査データについて、情報提供を進めています。

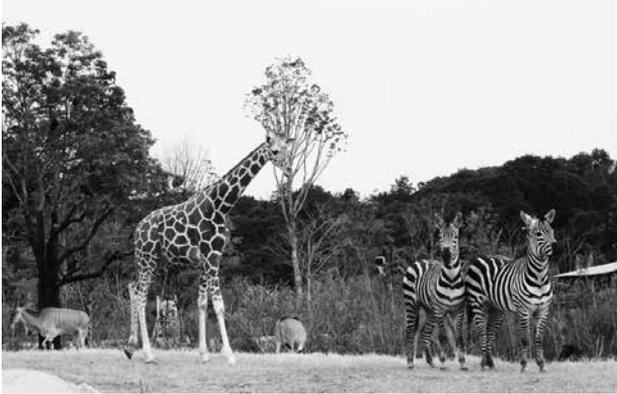
土質調査資料（ボーリング情報）については、建築や地震防災対策の資料として活用されることから、平成17年から、地盤地図情報「地盤 View」に掲載し、インターネットで公開しています。

■動物園（動物園課）

よこはま動物園（ズーラシア）

「生命の共生・自然との調和」を目指して、希少動物を中心に動物の生息する気候帯別の展示を行い、植物や人の文化も織り交ぜながら世界の環境を演出しています。

オカビなど世界の希少動物の展示をはじめ「アフリカのサバンナ」ゾーンでは、肉食動物のチーターと草食動物のキリンなど合計4種類の動物を、一緒に展示しています。



野毛山動物園

都心臨海部を見下ろす高台に位置する身近な動物園として小動物とのふれあいができる「なかよし広場」を始め、キリン、ライオン、レッサーパンダや爬虫類などを展示しています。



万騎が原ちびっこ動物園

モルモットやハツカネズミなどの小動物を中心に展示し、コンタクトコーナーがあります。



金沢動物園

「横浜つながりの森」の一部である緑あふれる丘の上であり、海が望める動物園です。起伏に富む園内にはコアラをはじめとした世界の草食動物を生息地別に4つの大陸区に分け展示しています。



横浜市繁殖センター

横浜に生息するカエル類やミゾゴイ、世界的に絶滅の危機に瀕するカンムリシロムクヤカグーなどの飼育下繁殖に取り組むとともに、環境省保護増殖事業に参画し、ライチョウやツシマヤマネコの保全に取り組んでいます。また、動物園の動物の繁殖に関する専門的な研究施設として、繁殖生理や遺伝的多様性の研究、配偶子など遺伝資源の凍結保存、人工繁殖技術の研究等も行っています。

こうした保全活動への関心を深めてもらうため、施設公開や科学スクールなどを開催しています。

動物園の状況

令和3年4月1日現在

区分	よこはま動物園	野毛山動物園	万騎が原ちびっこ動物園	金沢動物園	繁殖センター
管理面積 (ha)	45.3	3.3	0.2	12.8	(3.7)
飼育動物点数					
ほ乳類	53種 497点	18種 412点	2種 111点	23種 150点	2種 6点
鳥類	41種 248点	35種 157点	1種 35点	12種 23点	9種 184点
は虫類	5種 11点	34種 150点	-	5種 12点	-
両生類	-	-	-	7種 33点	4種 392点
魚類	1種 2点	5種 1,149点	-	4種 840点	-
計	100種 758点	92種 1,868点	3種 146点	51種 1,058点	15種 582点
令和2年度野生動物繁殖施設点数	26種 158点	27種 105点	-	39種 292点	-
令和2年度入園者数(人)※2	754,247	390,886	34,202	263,224	-

※1 よこはま動物園の管理面積には、繁殖センター分が含まれています。

※2 閉園、入場制限等

・新型コロナウイルス感染拡大防止対策のため

よこはま動物園・・・4月1日～6月10日休園、6月11日～10月18日入園者数制限、10月19日～3月31日土日のみ入園者数制限

野毛山動物園・・・4月1日～6月10日休園、6月11日～30日の土日のみ休園

万騎が原ちびっこ動物園・・・4月1日～6月10日休園

金沢動物園・・・4月1日～6月10日休園

・工事のため

万騎が原ちびっこ動物園・・・2月15日～3月31日休園

地球温暖化対策等の推進

■自立分散型エネルギー設備設置費補助事業 (環境エネルギー課)

自立分散型エネルギー設備の普及を促進し、エネルギー利用効率が高く災害に強い安心・安全なまちづくりを推進するため、住宅用・業務用燃料電池システムの設置に対する補助を実施しています。

令和2年度補助実績：50件

■風力発電事業 (ハマウイング) (環境エネルギー課)

横浜市環境行動のシンボルの事業として平成19年3月に運転開始し、市民・事業者・行政の3者が協働で運営しています。

また、環境省委託事業として、ハマウイングの電気を利用して水素を製造し、貯蔵・運搬・利用などを行い、京浜臨海部で水素サプライチェーンを構築する実証事業を、民間事業者と連携して平成29年7月から令和3年3月まで実施しました。

令和2年度実績：総発電量 2,284,498kWh



■事業者温暖化対策促進事業 (環境管理課)

横浜市生活環境の保全等に関する条例に基づき、温室効果ガス排出量の多い事業者に対して計画書の提出及び実施状況の報告を義務づけています。さらに、計画や実施内容への市による評価などを行うことで、温室効果ガスの排出抑制を促しています。

また、市内に電気を供給する小売電気事業者から、再生可能エネルギーにより発電された電気の割合などの計画や実績報告を義務づけています。さらに、計画や実績報告の情報を市がわかりやすく公表することで、二酸化炭素の排出が少ない電気の普及に繋がります。

■下水道事業の温暖化対策に関する検討 (政策課)

下水道事業は市役所全体のCO₂排出量の約2割を排出していることから、率先して温暖化対策に取り組む必要があります。

水再生センター等では適切な維持管理や省エネ機器の導入により、継続的に省エネルギー化を図っています。

今後は、今までの取組を一層加速させるとともに、再エネへの転換を中心に新技術の開発や、カーボンオフセットなど、あらゆる取組を検討し、温暖化対策を着実に推進していきます。

■下水汚泥燃料化事業 (下水道設備課)

南部汚泥資源化センター下水汚泥燃料化事業、および北部汚泥資源化センター汚泥処理・有効利用事業をPFI事業として実施しています。

事業期間を通じて市の財政負担の縮減や、事業の効率的な実施と長期安定的な有効利用先の確保、循環型社会の構築等への貢献、リスク分担の明確化による安定した事業運営ができます。

南部汚泥資源化センターでは、平成28年度より施設を稼働し、継続的に事業を進めています。

北部汚泥資源化センターでは、令和元年度より施設を稼働し、継続的に事業を進めています。

■資源化・リサイクルの推進 (下水道施設管理課)

下水汚泥を処理する過程で発生する消化ガスを、汚泥焼却炉等の補助燃料や、消化ガス発電の燃料に使用し、一部の発電電力を売却しています。また、汚泥を原料に燃料化物を製造している他、下水道工事等で掘削された土に汚泥焼却灰を混合して良質な埋め戻し材(改良土)として利用しています。

■下水・汚泥処理の効率化等に関する調査研究 (下水道事業マネジメント課)

未利用バイオマス(事業系生ごみ)の受け入れによる下水バイオガス(消化ガス)増量やそのガスを使った水素、電気、熱などの創出に向けた検討を進めてきました。令和2年度は令和元年度に引き続き、下水バイオガス増量に向けた事業の可能性に関する調査を行いました。

■都市の暑さ対策調査研究 (環境科学研究所)

横浜市においても、地球温暖化やヒートアイランド現象により年平均気温が上昇傾向にあります。このため、市内約40地点での気温観測等を通じて、市内における暑さの状況を把握し、その結果を情報発信しています。

さらに、樹木による緑陰や人工日除け、微細ミストなどの暑さ対策技術について、効果の検証及び普及啓発を支援するための調査を行っています。

また、各区局の暑さ対策に対する技術的支援を行っています。

■建設発生土等対策 (技術監理課)

横浜市の公共工事等から発生する建設発生土及びその他の建設副産物について、「発生抑制」「再利用の促進」「適正処理の推進」を図り、公共事業の円滑な推進と環境の保全に努めています。

特に、建設発生土については、工事現場内での埋め戻しや、工事間利用の促進に努めるとともに、横浜市臨海部の埋立事業に活用するほか、他都市の建設資源として

も活用しています。

また、アスファルト廃材・コンクリート廃材等については、再資源化施設で処理し、市内の道路工事等に再生資材として利用しています。

効率的・効果的な事業運営

■地籍調査事業（地籍調査課）

国土調査法に基づき、一筆ごとの土地について、地番、地目、所有者の調査及び境界、面積の測量を行い、土地についての基礎資料を整備しています。また、過去に地籍調査を実施した地区の成果の管理及び閲覧を行っています。

令和3年度は、金沢区釜利谷東二丁目及び釜利谷東三丁目の一部ほかを対象として調査を実施します。

なお、地籍調査により作成された簿冊及び地図の写しは法務局に送付され、登記簿と公図に反映されます。

■公園への指定管理者制度の推進（公園緑地管理課）

公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上や業務の効率化などを図るため、「指定管理者制度」の公園への導入を順次進めており、新横浜公園や山手西洋館など91公園、98施設が指定管理者による管理に移行しています。

令和3年度は、19公園、19施設の指定管理者の選定を行います。

■下水道事業中期経営計画の推進（下水道事業マネジメント課）

現行計画である「下水道事業中期経営計画2018」は計画期間を平成30年度から令和3年度とし、経営理念をはじめ、施策や財政運営の目標と取組を掲げた計画です。本計画に基づき、下水道施設の維持管理・再整備、地震や大雨に備える防災・減災対策や良好な水環境の創出などの取組を進めています。

計画の最終年度となる令和3年度は、これまでの事業の進捗をふまえ、目標達成に向けて取り組んでいきます。

■下水道事業経営研究（下水道事業マネジメント課）

下水道事業の経営に関し必要な事項についての調査研究及び審議を行うため、横浜市附属機関設置条例に基づく「横浜市下水道事業経営研究会」を設置しています。

令和元年11月に設置した横浜市下水道事業経営研究会（第8期）では、6回にわたって、次の中期経営計画に向けた審議が行われました。

■下水道施設の維持管理費用削減の取組（下水道施設管理課）

水再生センター場内清掃業務等の委託管理や設備の長寿命化対策、省エネルギーの推進などにより維持管理費の削減に取り組みました。

水再生センター等の委託管理では、市内10か所の施設の点検や清掃を委託業務により実施しています。また、市内2か所の汚泥資源化センター及び金沢水再生センター前処理施設では、従来の委託業務よりもさらに民間のノウハウを活用した包括的管理委託を採用し、維持管理費の削減に努めるとともに安全・安心かつ効率的な運営管理を図っています。

設備の長寿命化対策では、老朽化した設備について、設置から維持管理、更新に係る費用を含めたライフサイクルコストを低減するため、設備の長寿命化対策に取り組んでいます。なお、国のストックマネジメント支援制度を活用し、設備機器の修繕費用の削減を図っています。

省エネルギーの取組としては、本市の節電対策にあわせた、空調・照明の適正管理・機器の効率的な運転を徹底するとともに、電力需要の高い時間帯の電力抑制を実施しました。

■適切な工事発注と安全な施工の推進（技術監理課）

老朽化する公園施設や下水道施設が増大する中で、施設を供用しながら施工する更新事業は複雑で高度な技術を要します。環境創造局で発注する公園・下水道の更新や新規整備を円滑、効率的に推進するために技術基準や積算基準書の作成を行っています。また、適切な発注事務を進めるために担当職員への技術的支援も行っています。

道路上や既存公園など市民の皆さんに身近な場所で行う工事では、安全な施工が市民生活の安全にもつながります。そこで請負業者、監督職員に向けて事故防止に係る啓発活動を行っています。

■下水道広報事業（下水道事業マネジメント課）

下水道事業の役割や重要性を発信し、事業の持続可能性の確保につなげるため、様々な主体と連携し、積極的な情報発信や環境教育を推進しています。

令和2年度はオンライン「東京湾大感謝祭」への参加や8月1日の「水の日」に合わせて水循環に関する啓発などを行いました。また、下水道のPR動画を制作するなど、下水道の役割や重要性を発信しました。

■外郭団体の経営向上への取組（総務課）

公益財団法人横浜市緑の協会と本市が協議して定めた、一定期間における主要な経営目標を「協約」として掲げ、団体経営の向上を目指しています。

令和3年度は、新たな協約（令和3年度～令和5年度）

を策定し、目標達成に向けた取組を進めます。

■下水道使用料収入の確保（経理経営課）

下水道事業においては、雨水処理に要する経費は市税（公費）で、汚水処理に要する経費は下水道使用料等（私費）で負担することを基本としています。

下水道使用料収入は、水道使用量の動向に大きく影響を受けます。市内の世帯数の増加により、水道利用者数は増加していますが、一世帯あたりの人員と使用量は減少傾向にあります。また、景気動向も事業活動を左右するため、使用料収入変動の要因の一つと考えられます。

このような状況の下、環境創造局では、井戸水や雨水使用者等、水道水以外の水使用者について調査を行うなど、使用料の適正徴収に努め、使用料収入の確保に取り組んでいます。

下水道使用料収入の確保

排出量、平均排出量、使用料収入の推移

	H28	H29	H30	R1	R2
排出量 (千m ³)	378,448	380,400	379,960	377,988	384,990
平均排出量 (m ³ /月)	17.30	17.26	17.06	16.78	16.94
使用料収入 (千円)	60,495,260	60,742,402	60,665,486	60,246,064	59,034,712

(排出量及び平均排出量は一般汚水、使用料収入は税込で総額)

井戸水使用実績（上記数値の内数）の推移

	H28	H29	H30	R1	R2
排出量 (千m ³)	3,629	3,579	3,605	3,583	3,229
使用料収入 (千円)	1,540,917	1,512,183	1,527,222	1,529,468	1,374,865

■資源・資産の有効活用による収入の確保（政策課）

局の所有する下水道用地を有効に活用し、土地活用等を推進するほか、公園施設へのネーミングライツの導入等による収入の確保に努めています。

また、下水道では処理の過程で、様々な資源が生まれしており、消化ガスを使って発電した電力や再生水を販売しています。

これらの資源・資産の有効活用から得られる収入は貴重な財源であり、費用対効果や地域の課題解決への貢献といった視点も踏まえながら、収入確保に向け一層努力していきます。

■人材育成の推進（総務課）

環境創造局において求められる職員像は「良好な環境を創り、次世代へ伝えるため、自ら考え行動する職員」です。その実現に向けて、職員の能力向上を図るための研修を実施するほか、資格取得支援制度や環境保全、緑・農業・公園、下水道等の各分野の連携促進などに取り組んでいます。

横浜みどりアップ計画と横浜みどり税

横浜市は大都市でありながら、市民生活の身近な場所に水や緑の環境を有しています。この緑の環境を生かし、次世代に引き継いでいくため、市は平成 18 年に策定した「横浜市水と緑の基本計画」に基づき、「横浜らしい水・緑環境の実現」に向けて、水と緑の環境を育む様々な取組を展開しています。

平成 21 年度からは「横浜みどり税」を財源の一部に活用した重点的な取組として「横浜みどりアップ計画」を推進しており、平成 31 年度からは第 3 期目である「横浜みどりアップ計画 [2019-2023]」を推進しています。



横浜みどりアップ計画 [2019-2023] の概要

計画の理念 **みんなで育む みどり豊かな美しい街 横浜**



1. 緑の減少に歯止めをかけ、総量の維持を目指します
2. 地域特性に応じた緑の保全・創出・維持管理の充実により緑の質を高めます
3. 市民と緑との関わりを増やし、緑とともにある豊かな暮らしを実現します



計画の柱 1
市民とともに次世代につなぐ森を育む

森（樹林地）の多様な機能や役割に配慮しながら、緑のネットワークの核となるまとまりのある森を重点的に保全するとともに、保全した森を市民・事業者とともに育み、次世代に継承します。

5か年の主な取組

- ・ 緑地保全制度による指定を進め、300ha の樹林地等の保全
- ・ 良好な森づくりの推進
- ・ 指定した樹林地における維持管理の支援
- ・ 森に関わるきっかけとなるイベントや広報の実施



計画の柱 2
市民が身近に農を感じる場をつくる

良好な景観形成や生物多様性の保全など、農地が持つ環境面での機能や役割に着目した取組、地産地消や農体験の場の創出など、市民と農の関わりを深める取組を展開します。

5か年の主な取組

- ・ 水田の継続的な保全の支援
- ・ 様々な農園を開設するなど、農とふれあう機会の提供
- ・ 市民や企業と連携した地産地消の推進



計画の柱 3
市民が実感できる緑や花をつくる

街の魅力を高め、賑わいづくりにつながる緑や花、街路樹などの緑の創出に、緑のネットワーク形成も念頭において取り組みます。また、地域で緑を創出・継承する市民や事業者の取組を支援します。

5か年の主な取組

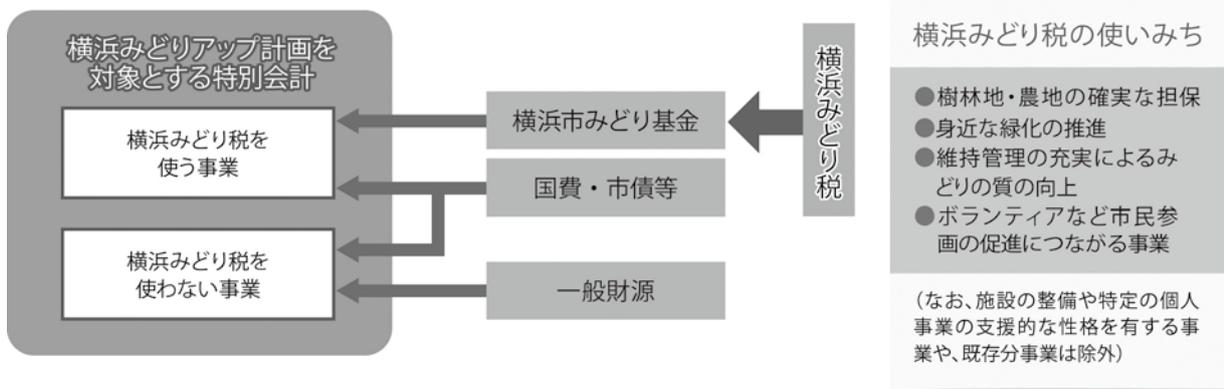
- ・ 地域で愛されている並木の再生
- ・ 地域緑のまちづくりや地域に根差した各区での取組の推進
- ・ 子どもを育む場所での緑の創出・育成を推進
- ・ 緑や花による魅力ある空間づくりを推進

効果的な広報の展開

取組の内容や実績について、より多くの市民・事業者理解されるとともに、緑を楽しみ、緑に関わる活動に参加していただけるよう、戦略的な広報を展開します。

■横浜市みどり基金と特別会計

「横浜みどり税」の使いみちは「横浜みどりアップ計画」に限定されます。そこで、この税収を管理する基金（横浜市みどり基金）を設置することにより、他の一般財源から明確に分離するとともに、年度間の財源調整も行っています。また、横浜みどり税を使わない事業を含めた横浜みどりアップ計画全体を対象とする特別会計により、横浜みどり税の使いみちを明確にしています。



■横浜みどりアップ計画市民推進会議

「横浜みどりアップ計画」を進めるにあたって、公募市民や学識経験者などからなる「横浜みどりアップ計画市民推進会議」という組織を設置しています。市民推進会議では、「横浜みどりアップ計画」の推進に向けて、事業、施策の評価・意見・提案や市民の皆さんへの情報提供等を行っています。

横浜みどりアップ計画 [2019-2023] 2020 年度の実績概要



市民とともに次世代につなぐ森を育む

土地の所有者のご協力を頂き、緑地保全制度による指定が進みました。また、市民の森や公園などで愛護会などと連携して樹林の維持管理を実施するとともに、指定した樹林地で土地所有者が行う維持管理への支援や、森づくり活動を行う人材の育成などを行いました。

- ・樹林地の指定: 28.9ha (特別緑地保全地区、市民の森、緑地保存地区など) [5か年の目標: 300ha]
- ・保全管理計画や森づくりガイドラインを活用した維持管理: 市民の森等 160か所 / まとまった樹林地のある公園 40か所 [5か年の目標: 推進]
- ・樹林地維持管理助成: 162件 [5か年の目標: 500件]
- ・森に関わるきっかけとなるイベント等: 34回 [5か年の目標: 180回]



市民が身近に農を感じる場をつくる

横浜に残る貴重な水田景観の保全や農景観を良好に維持する取組への支援を進めました。また、様々なタイプの農園の開設支援、整備により、農にふれあう機会が増えました。さらに、直売所等の開設支援、青空市等の運営支援により、地産地消に触れる機会を拡大する取組を進めました。

- ・水田の保全: 113.3ha [5か年の目標: 125ha]
- ・農地の管理を行う農業者団体に対する支援 (集団農地維持): 643.9ha [5か年の目標: 730ha]
- ・様々な市民ニーズに合わせた農園の開設: 3.98ha [5か年の目標: 22.8ha]
- ・地産地消にふれる機会の拡大: 直売所・加工所の支援 18件、青空市・マルシェ等の支援 23件 [5か年の目標: 285件]



市民が実感できる緑や花をつくる

地域の皆さんが主体となり、地域にふさわしい緑化を計画し実現する「地域緑のまちづくり」が進んでいます。また、公共施設・民有地の緑化や、都心臨海部での緑や花による街の魅力や賑わいづくりが進みました。

- ・公共施設・公有地での緑の創出: 12か所 [5か年の目標: 36か所]
- ・シンボリックな緑の創出: 整備中 1か所 [5か年の目標: 推進]
- ・地域で緑のまちづくりに取り組んでいる地区: 4地区 [5か年の目標: 30地区] (ほか継続9地区)
- ・保育園・幼稚園・小中学校での緑の創出: 41か所 [5か年の目標: 100か所]
- ・都心臨海部の緑や花による空間づくりと維持管理: 15か所 [5か年の目標: 推進]